

令和元年度奈良県計画に関する 事後評価

**令和4年11月
奈良県**

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った（医療分）

- ・医療分については、令和4年3月29日の医療審議会でその時点までの実施内容について報告を行った。

行わなかった（介護分）

（行わなかった場合、その理由）

- ・新型コロナウイルスの影響により協議会を開催できなかつたため。

※事後評価提出後となるが、令和5年1月開催予定の協議会において報告予定。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし。

2. 目標の達成状況

令和元年度奈良県計画に規定する目標を再掲し、令和3年度終了時における目標の達成状況について記載。

■奈良県全体（目標と計画期間）

1. 目標

奈良県においては、医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

既に導入済みの情報収集及び指標算出システムを活用し、各病院の医療提供状況等の分析評価を行うとともに、地域における病院の役割等について関係病院と協議を行い、病床の機能分化と病院間の連携の強化を図る。

医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るために、病床規模の適正化を伴う施設・設備の整備に対して支援を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

高度急性期	1, 275床
急性期	4, 374床
回復期	4, 333床
慢性期	3, 081床

(2) 居宅等における医療の提供に関する目標

奈良県においては、高齢化社会のおとずれや疾病構造が慢性疾患を中心に変化していくことにより、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれております、終末期を含め、在宅で介護や医療サービスを受けることを希望する高齢者も多いことから、円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制構築など、以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

訪問看護の推進を図るため、訪問看護関係者で構成する訪問看護推進協議会を開催するとともに、訪問看護を担う人材の育成を図るための研修会を実施することや、訪問看護に従事する看護職員を新たに雇用・育成する訪問看護ステーションに対する補助を行うことで、看護職員の資質を向上させる。

また、大学と病院が連携して、将来県内で在宅看護の業務に従事しようとする者に奨学金を貸与し、在宅看護に関する教育プログラムを実施する制度に対して、補助金を交付することにより、将来の在宅人材確保のインセンティブを与える。

- 在宅看取り率の向上 (H29 : 24.1%→R2.3末 : 25.0%)
- 在宅療養支援診療所数の向上 (H39.10末 : 162件→R2末 : 180件)
- 県内訪問看護ステーション看護職員数の増加 (H28 : 582.4人→H31 : 678人)
- 訪問歯科診療件数の増加 (H30 : 503件→R2 : 600件)
- がん患者在宅死亡割合の増加 (H26 : 16.4%→H30 : 20.5%)

(3) 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期県介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

介護施設等の開設時に必要な準備経費に対して支援を行うことにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制を整備する。

介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行い、介護療養病

床の減少を促進する。

既存の特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー保護のための改修に対して支援を行うことにより居住環境の質を向上させる。

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ・認知症高齢者グループホーム | 1カ所 |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所 | 2カ所 |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 3カ所 |
| ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 1カ所 |
| ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 | 2カ所 |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 | 2カ所 |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 | 1カ所 |
| ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 | 2カ所 |
| ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 | 1カ所 |
| ・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 | 3カ所(68床) |
| ・養護老人ホーム開設準備経費に対する支援 | 1カ所 |

(4) 医療従事者の確保に関する目標

以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決することを目標とする。

- 医師の偏在を解消するための取組の促進
- 医療従事者にとって働きやすい職場環境の整備のための取組を促進
- 看護職員の養成、定着促進、離職防止及び復職支援のための取組の促進
 - 臨床研修医マッチング者数の高水準の維持 (R1 : 121人)
 - 特定診療科で勤務する医師数 (H30 : 440人→R2 : 460人)
 - 医師配置システムによる医師配置・派遣数の増加 (H30 : 29人→R1 : 43人)
 - 分娩 1,000 件あたりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数
(H30 : 8.9人→H31 : 9.0人)
 - 総合診療専門医新規養成数 (H30 : 6名→R1 : 6名)
 - 糖尿病性腎症による新規透析導入患者数の減少
(H28 : 197人→R1 (H28~R1 平均) : H28 より減少)
 - 県内病院新人看護職員離職率 (H27 : 5.8%→R1 : 4.1%)
 - 県内の認定看護師数の増加 (H28 : 186人→R1 : 243人)
 - 看護師等養成所運営費補助対象施設卒業生の県内就業率
(H27 : 49.7%→R1 : 50%以上)
 - 県内看護職員就業者数 (H28 : 15,207人→R1 : 15,877人)
 - 県内病院看護職員離職率 (H27 : 10.6%→R1 : 10.3%)
 - 病院内保育所設置数 (H29 : 42施設→R1 : 42施設を維持)
 - 小児科 2 次救急輪番病院数 (H30 : 13機関→R1 : 13機関を維持)
 - 小児 2 次輪番病院の外来患者数 (H30 : 4,876人→R1 : 4,500人)
 - DMAT チーム数 (H30 : 24チーム→R1 : 26チーム)

(5) 介護従事者の確保に関する目標

介護現場における人材不足の改善に向け、介護従事者の増加を目標とする。

県、奈良労働局、県福祉人材センター、介護事業の経営者、職能団体、養成機関、教育団体等で構成する協議会において、調査分析や施策の検討などを行い、県、市町村、民間団体における様々な取組を推進する。

(参入促進)

本県の介護分野の有効求人倍率は5.02倍（R1年6月）と全国平均4.08倍を大きく上回る状況にある。改善に向け、介護職の仕事の魅力とやりがいを発信するとともに、きめ細やかな就労斡旋などを実施する。

- マッチングの機能強化（相談支援の専門員を配置）
- 地域への介護職の魅力発信（シンポジウム、講座の開催、インターチップ、啓発紙の発行など）
- 若者、女性、中高年齢者層に対する介護の基礎的な研修実施（職場体験など）
- 介護職員初任者研修資格取得支援
- 福祉・介護の就職フェアの開催（求人情報や資格取得情報等を提供）

(資質の向上)

有資格者に対して資質向上やキャリアアップのための研修やリーダー育成のための研修を行う。また、潜在的有資格者に対しては、離職後のフォローができていないため、再就労につなげるための研修等の実施によるアプローチを行う。

- 介護人材のキャリアアップ研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業支援（講座の開催、啓発パンフレットの作成）
- 認知症サポート医の養成
- 認知症介護、認知症介護指導者研修の実施
- 生活支援コーディネーターの養成

(労働環境・待遇の改善)

介護職員は、勤務環境や待遇が問題となって離職することが多いことから、離職防止のために介護職員と介護事業所双方への支援や働きやすい環境づくりに取り組む。

- 早期離職防止のためのOJT支援
- 雇用管理改善の取組みのためのセミナー開催、相談支援
- 介護ロボット導入や施設内保育施設運営等に対する支援

2. 計画期間

令和元年度～令和3年度

■奈良県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、奈良県の医療機能の分析及び個別病院の医療機能再編支援、病院間連携支援を行った。

（3）介護施設等の整備に関する事業

- | | |
|----------------------|-----|
| ・認知症高齢者グループホーム | 1カ所 |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所 | 2カ所 |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 1カ所 |

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所
- ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所
- ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 1カ所
- ・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 3カ所(68床)
- ・養護老人ホーム開設準備経費に対する支援 1カ所

(4) 医療従事者の確保に関する事業

- ・看護師等養成所の卒業生の県内就職率目標達成に向けて、着実に事業を進めている。

2. 見解

- ・地域医療構想実現に向けた事業を行うことで、地域における病院の役割等について県内病院の意識共有及び病床の機能分化が進み、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築が一定図られた。
- ・また、県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス施設が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が進んだ。

3. 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■奈良・東和・西和・中和・南和（目標と計画期間）

1. 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

(2) 居宅等における医療の提供に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

(3) 介護施設等の整備に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

(4) 医療従事者の確保に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

(5) 介護従事者の確保に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

2. 計画期間

令和元年度～令和3年度

□奈良・東和・西和・中和・南和（達成状況）

1. 目標の達成状況

奈良県全体の達成状況と同じ

2. 見解

奈良県全体の達成状況と同じ

3. 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

- 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和元年度奈良県計画に規定した事業について、令和3年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1－1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】 医療機能分化・連携促進事業	【総事業費】 996 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	奈良県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想実現に向けた取組として、ポスト2025を見据えた病院・病床規模の適正化、医師・急性期機能の散在解消につながる医療機能強化・規模適正化が必要。 アウトカム指標：医療提供体制の充実	
事業の内容（当初計画）	病院間の連携促進支援（病病連携研修会を開催し、連携促進のための病院間の個別協議や連携協定の締結等に繋げる）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・連携事例 1 件	
アウトプット指標（達成値）	令和3年度においては、6病院へ支援を実施。連携事例 1 件。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 病院間連携を強化する病院の増加 (1) 事業の有効性 支援を行った病院においては、連携強化に向けた具体的な方策案を策定し、取組に向けた準備が整った。 (2) 事業の効率性 病院長の集まる会議において、当事業を周知し、活用を促した。 県が支援に入ることで、連携を進める病院間の協議がスムーズに進めることができた。	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO. 1 (介護分)】 奈良県介護施設等整備事業	【総事業費】 29, 309 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	介護事業者等	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 1 カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 2 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2 カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 1 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2 カ所 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 1 カ所 ・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 3 カ所 (68 床) ・養護老人ホーム開設準備経費に対する支援 1 カ所 	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備を行う。 ・介護施設等の開設に必要な準備経費に対して支援を行う。 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行う。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 1 カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 2 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2 カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 1 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2 カ所 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 1 カ所 ・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 3 カ所 (68 床) ・養護老人ホーム開設準備経費に対する支援 1 カ所 	

アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 1カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所 ・定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所 1カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 1カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 1カ所 ・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 3カ所（68床） ・養護老人ホーム開設準備経費に対する支援 1カ所
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 1カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所 ・定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所 1カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 ・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 1カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 1カ所 ・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 3カ所（68床） ・養護老人ホーム開設準備経費に対する支援 1カ所
	<p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備により県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が図られた。 ・特別養護老人ホーム等の開設準備経費に対する支援を行うことにより、開設時における安定した質の高いサービスの提供が図られた。 ・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行い介護療養病床が減少した。 <p>(2) 事業の効率性</p> <p>調達方法や手続について行政の手法を紹介することで、一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。</p>

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 17 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助金	【総事業費】 29, 424 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県内看護師等養成所	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員の役割は多様化・複雑化しており、時代に応じた看護教育の強化・充実が求められている。県内に質の高い看護職員を確保するため、看護師等養成所の運営に必要な経費を補助することで教育内容の向上を図り、卒業生の県内就業を促進する。	
事業の内容（当初計画）	看護師等養成所の運営を支援するため、専任教員の配置や実習経費等の費用に対する補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	事業実施施設数 6校 7課程／年	
アウトプット指標（達成値）	事業実施施設数 6校 7課程／年	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 卒業生の県内就業率 R4年度までに55%以上を達成 直近のアウトカム指標 R4.3卒：54.3%</p> <p>(1) 事業の有効性 補助金交付により看護教育の充実を図ることで、医療現場の多様化・患者の複雑化・医療技術の進歩への対応力を持つ、質の高い看護職員を養成することができている。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助額の算出にあたり卒業生の県内就業率に応じた調整率を適用することで、養成所卒業生の県内就業を促進することができている。</p>	
その他		